

令和 7 年度第 2 回農業委員会総会議事録

開会月日		令和 7 年 5 月 26 日（月）		開議の時刻		午前 10 時 50 分	
場 所		市総合会館 3 階 3 0 3 会議室		閉議の時刻		午前 11 時 16 分	
議 長		東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委 員 の 出 席 状 況							
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要	
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席	
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃	
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃	
	4	山下 正行	〃	1 0	松本 禮子	〃	
	5	杉浦 勉	〃	1 1	久保田 節子	〃	
	6	藤野 香織	〃				
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要	
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席	
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃	
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	欠 席	
		小山 貞雄	〃	今井 淳一	出 席		
		中島 勇	〃	大塚 春夫	〃		
	唐 子	小澤 謙一	〃	奥泉 隆	〃		
		戸井田 貞義	〃	小峰 進	〃		
		長谷部 高治	〃				
	議題等		・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他				
公開・非公開の別		公開					
傍聴者数		(会議を公開した場合) 0 人					
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)					
		議 事 参 与 者					
事務局		氏 名	摘 要				
事務局長		横田 信行	出 席				
副主幹		荒能 豊	〃				
主 任		福島 誠	〃				

議 案	議 事 顚 末	
議案第 1 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 9 番 関根 文男 委員 10 番 松本 禮子 委員
	3 議 事	議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、1 番の申請について、大字石橋在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑 1 筆）を、絵画教室の敷地拡張のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、高速自動車国道の出入り口から概ね 300 メートル以内に位置するため第 3 種農地と判断され、絵画教室の敷地拡張への転用の実現性が確実と認められるため、許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、2 番の申請について、美原町 3 丁目在住の申請人（受人）より、大字野田在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑 2 筆）を、専用住宅・道路後退用地に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅・道路後退用地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、3 番の申請について、高坂 7 丁目に所在する申請人（受人）としての法人より、高坂 7 丁目

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件	在住の申請人（渡人）が、大字毛塚地内に所有する農地（田 1 筆）を、駐車場の敷地拡張のため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、駐車場の敷地拡張の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、4 番の申請について、美原町 1 丁目在住の申請人（受人）より、元宿 2 丁目在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について 関根委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。 議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 久保田会長より、地域計画区域内だが「地域計画区域名」が空欄の筆が見受けられる、との質問がなされた。 農政課より、地域計画区域内の農地でも、目標地図に位置付けられていない者が借り受ける場合は、「地域計画区域名」欄は空欄にするよう農地中間管理機構から説明を受けたため空欄にした、との説明がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。
--	---

議案第 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願確認の件	議案第 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願確認の件について 議長は事務局に説明を求める。 事務局より、 1 番の申請について 当該生産緑地の主たる従事者が死亡したことに伴い、地権者より生産緑地法第 10 条に基づき、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が農業委員会事務局に提出されたものである。 当該生産緑地は、農地の主たる従事者である地権者の夫が亡くなったことにより、耕作していくことが困難であることから、「生産緑地の買い取り申し出」を生産緑地法に基づき都市計画課へ申請することとなった。その際、「生産緑地に係る農業の主たる従事者」について農業委員会にて証明する必要があるため、今回議案として上程するものである旨の説明がなされた。 高坂地区の鹿田委員より、現地調査の結果、現地は農地として保全管理されている旨の報告がなされた。 久保田会長より、これは耕作者が変更された旨の内容なのか、また、この証明により生産緑地はどうなるのか、との質問がなされた。 島田委員より、この証明は、農業委員会が申出地について生産緑地としての要件を充足している旨を証明するもの。地権者の夫が農業をされていて生産緑地としての要件を満たしていたが、農業者たる夫が亡くなったために今後生産緑地として維持管理できなくなるため、この証明をもとに市に生産緑地の買い取りを申し出る。市が買い取りをしない場合、農業委員会に農業者による買い取りのあっせんを申し出、あっせんが不調の場合、生産緑地の行為制限が解除され、農地以外にも地権者の希望どおりの使い方ができるようになる旨の説明がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明を交付することを確認した。
報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件	事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。 農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。

その他	農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 7 年 6 月 25 日（水） 午前 10 時 20 分～ 会 場 市総合会館 3 階 3 0 3 会議室 午前 11 時 16 分議長は今回上程した議案について審議を終 了した旨を告げ、令和 7 年度第 2 回総会を閉じた。 以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和 7 年 6 月 2 5 日 議長 久保田 節子 委員 関根 文男 委員 松本 禮子
------------	---